

第九十二回帝國議會
衆議院

日本國憲法の施行に伴う民法の
應急的措置に關する法律案外二件
委員會會議錄(速記)第二回

(100)

付託議案

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第三七號)

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第三八號)

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)(第三九號)

昭和二十二年三月二十日(木曜日)午後一時二十分開議

出席委員

委員長 小林 銚君
理事 小澤佐喜君 理事 桂 作藏君
荊木 一久君 林田 正治君
石川金次郎君 榊原 千代君
米山 文子君 酒井 俊雄君
越原 孝君

三月十九日委員大島多藏君辭任につきその補闕として米内文子君を議長において選定した。

出席政府委員

司法事務官 佐藤 藤佐君
司法事務官 奥野 健一君

本日の會議に付した議案

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

○小林委員長 これから會議を開きます。日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案は二件を一括議題とし質疑に入ります。この法律案一件々を別々に質疑應答を終えてまいりたいというふうに考へておつたのですが、何ぶん會期が切迫しておつたので、一々やつておりますと非常に遅れるおそれがありますので、みんな一括議題としまして、そして各方面の質問をなさつてくださるようになつたと思ひます。林田正治君。

○林田(正)委員 私の質問は至極簡単でありまして、三つの點について御質問申し上げたいと思ひます。第一は、先般司法大臣の御説明にもありましたし、あるいはまた昨日でありましたか政府委員の御説明にもあつたのでありますが、家といふものは今後維持されるものであるというように、至極樂觀的に御説明になつておられるようにありますが、私はそのように簡単に説明するほど、今後家が簡単に維持されるものであるかどうかということについて、さぶる疑問をもつておりますので、その點について第一にお伺ひしてみたいと思ひます。私見によりまして、日本の家といふものは、私どもが自己を中心として考へるときにおいて、この自己が先祖を通じて、悠久の過去に連なり、自己の子孫を通じて、これがまた永遠の未來に繋がるものといふところの觀念に、家の觀念があらはせんと私は思ひます。その觀念のもとに、われ／＼は、あるいは子孫に對してすまない、子孫は親に對してすまないといふところの祖先崇拜の觀念と、それから名譽といふところの觀念が紐帶になりまして、日本のこの家族、家といふものが社會的に構成されたものである、こういうふうに考へます。これは一つの確かな事實であります。また國民的の一つの信念であつたのでありますが、この事實なり、信念を裏づけしたのが一つの法律ではなからうかと思ひます。もちろん、法律にはその事實の裏づけに必要なるものもありましたけれども、大體においてはその事實に基いて法律ができて、いわゆる民法の親族、相続法の規定といふものは、その觀念に立つてきたものである。こういうふうに私は考へておるのであります。しかしながら今同新憲法のいわゆる個人の尊嚴と兩性の本質的平等といふことに主眼點をおかれまして、こゝにも書いてあります通り、戸主、家族、そのほか家に關するところの規定は、これを適用しない。ほとんど全面的にこの規定が削除されるのであります。それが同時に、一方敗戦の影響を受けて、われ／＼社會的に深刻なる、異常なるところの影響を受けて、今日家といふものは、事實の問題からしても、法律の問題からしても、こうなつてくるとまことに崩壊状態に立ち入るものであると思ひますが、それに對して政府當局は至極簡単に、家は今後維持されるものである、淳風美俗は家によつて維持されるものであるといふお考えのようでありますが、その

のように簡単に考へになることがはたして妥當であるかどうかを私は疑ひたいのであります。どういふふうにして家を維持しておいでになりますか、その具體的の將來のお考えを承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 御承知のように、民法第二章では、戸主及び家族といふことで、家に關する規定を設けておるのであります。すなわちわが國におきましては、必ず人は生れながらにしてどこかの家に屬して、その家長としての戸主になるか、あるいはその戸主に統率せられます家族になるかといふことに制度的に運命づけられておるわけでありまして、そのうちとして、戸主は、その家族が、その自分の統率している家といふものから出る、あるいはいはいふやうな場合に、一々これに對して同意、許可を與えるかどうかの權限をもつておりまして、また家族の住所を選定することができることになつております。また戸主は家族の婚姻、養子縁組等について同意を與えるかどうかの權限をもつておりまして、要するに戸主が、家族のそのいふたような身分關係について、一々同意權といふものをもつて統率しているわけでありまして、ところがわれ／＼の營生であります實際の家庭生活といふものと、いわゆる民法上の家といふものは、はなはだしく食い違つておるわけでありまして、結局家と申しますのは、戸主によつて統率されますという親族團體を一つのわくにに入れて、これを家として

戸籍上の單位にしておるわけでありまして、從つて同じ家に屬する場合でも、本籍は九州にありながら生活は東京である、また同じ家にありながら、ばら／＼に生活をしていられるという實情でありまして、いわゆる家庭生活という實際と、民法の家といふような觀念とは一致しない現状であるのであります。そこで今回は、戸主が家族に對していろいろな居所指定權でありますとか、先ほど言ひましたように婚姻とか、養子縁組の同意の權限、その他許可認可に關する行為についての同意の權限といふようなものをもつといふことは、個人の平等の思想からいつて憲法の精神に反するものといふふうに考へまして、戸主が家族を統率するといふ制度を廢止するといふことになつたわけでありまして、そのうちしますと、それなれば、かりに封建的に考へるならば、そういう全然權利を伴わない戸主といふやうなものを認めて、やはり家といふものを民法上認めておくのが、國民感情に適するのではなからうかといふ意見も相當出ているのであります。しかしながら全然權限のない戸主といふものを認めて、それによつて措置していくといふ制度を認めることは、ほとんど無意味になつてきますのみならず、憲法の精神からいいますと、親子とか、夫婦とか、兄弟といふやうな血族的な關係のほかに、制度的に、あるいは人工的に家といふものを民法上にこしらえておいて、何人も家の一員にならなければならない、しかし

て戸主というものに統率されていかなければならないという、戸主と、それによつて統率されます家族というわくを制度的にきめておくということは、個人の平等、個人の尊厳ということから考へてまいりますと、やはり憲法の精神に反するものというふうに考へましたので、今回は民法上における戸主、家族、すなわち家という制度をやるというところにいたしましたのでありますが、先ほど來お話のように、實際の親族共同生活、いわゆる家庭生活というものは、これがために何ら變更を受けるものではない。これは實際の日本の家族生活、親族共同生活というものは、民法の制度上の家というものよりも、さらに根深くその以前の存在としてあるものであつて、民法上の家というものは、今言つたように戸主と家族、それを戸籍の單位にするというところに過ぎないのでありますがゆゑに、家の制度を民法及び戸籍法等からやめまして、實際の親族共同生活は、古來より、また將來にわたつても永遠に美風として残るものであるというふうに考へます。そういう意味で家の民法上の規定を適用しないことにしても、實際生活、家庭生活というものは影響がないというふうに前々から大臣等からも申し上げておるわけでありまして、しからばこの實際のそういう家族生活の保障というふうなことをどういう方法によつてやるかというお尋ねであります。この點はこの次の議會に御審議を願おうと思つております。家事審判制度、家事審判法等によつて、家事審判法におきましては、家庭生活の維持というところにすべての目的を向けまして、夫婦生活、家庭生活の維持

のために、いろいろな裁判所に、殊に素人の人々を參與せしめて、それらの紛議を解決して、家庭生活の維持をはかりたいというふうに考へておるわけでございます。

○林田(正)委員 私の御質問申し上げたこと若干食い違つておるようでありまして、實はこの間以來政府御當局から、家は今後維持されるというところをお話になつたのは、私は一つの法律問題として、そういうこともやはりお考へになつておるという前提の下に質問いたしましたのでありますが、たゞいまの御答辭によりますと、全然法律的に家の問題はもう考へないものであるというお話であります。それならば私ももう少し意見を述べてみたのであります。家というものは今お話の通りなるほどわれわれの實際生活と民法の規定は相當食い違つておることは私もこれを認めます、しかしながら新しくできましたところの憲法の精神からしまして、憲法の中においては、御承知の通り從來の憲法と違ひまして、相當道徳的な規定もはいつておるのであります。昔の法律觀念からするならば、こういうものが憲法の規定にはいらないものであるかと思ふような事柄が、憲法の規定にも相當挿入されておるに私は承知しております。そういう點に鑑みまして、日本の長年の間の仕來りでありまして、日本の長年の風美俗の根源であるところの家につきましても、やはり民法の法典の中に、日本の家というものはこういうものであるというところの内容を、將來の新しき民法には規定される必要があると思ふ思ふのであります。その點について御意見を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 當面の問題といたしまして、民法上のいわゆる戸主、家族、それによつてつくられております家という制度を廢止するというところであります。殊にこの應急措置に關する法律におきましては、まず憲法の精神に照らしまして、たゞいま申しましたように、憲法の精神に反すると思はれるこれらの制度を廢止するということにとりあへず規定したわけでありまして、家族制度、家庭生活の維持というふうなことを、積極的に民法に規定するかどうかというところは、この際に取り上げなかつたのであります。これに引續いて民法の全面的と申しますか、正式と申しますかの改正を行いたいと思ふのであります。その際にいわゆる親族の共同生活の實際に即して、いろいろ規定を考へたいと思つております。應急措置といたしましては、憲法の精神に反すると思はれる分を適用しないという、一時的暫定法を今回は出したわけでありまして、

○林田(正)委員 私はさらに進みまして、第四條の「成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない」というこの規定についてお伺ひしたいと思ひますが、なるほどこの憲法の個人の人權ということから考へますと、成年男女の結婚については父母の同意を要しないというこゝとは、形式的には一應さうに考へられますけれども、私はこの第四條の規定は、新憲法の精神をあまりにも形式的にお考へする結果ではなからうか。こういうふうに想像するのであります。なぜそういうことを申すかという、簡単にその實例を申しますなら、元來成年すなわち民法上の成年の

二十歳以上の者、二十五歳ぐらいの間の者が、はたして獨立の生計を全部營んでおるかどうかということも一つの大きな疑問であります。また第一には、こういう人達が日本の從來の慣行からしまして、女性に對するところの考へ方、あるいは性の問題、あるいはまた男女交際というふうないろいろの方面からしまして、決してわれわれの方面からいふ方面については二十歳から二十五歳ぐらいの成年男女が、的確な知識と判斷をもつておるとは、どうも思ひます。しからばこの際どういふうな規定が突如として施行されますならば、おそらく男女間の風紀は亂れ、あるいは一時のフアツションにはやれるものの結婚というやうなことが行われまして、これが結局においては、あるいは離縁、離婚というやうな悲劇を生むところの原因に大いになると私は思ひます。こういうやうな點から考へまして、また新憲法は御承知の通り、成年男女によるところの普通選舉を標榜しておるが、實際はやはり政治上の成年は二十五歳となつておるのであります。政治上の權利の行使が重大であると同様に、結婚というこゝとはこれまた人生にとつての一大事でありまして、こういう點からも考へるべきで、あるいはまた日本の宗教そのものが權威がないというところから考へられまして、もう少し私には、第四條の規定はいさゝか輕率に過ぎはせんかと思ひます。決してこの規定を、結婚上の成年を二十五歳なら二十五歳に反するものではない。こういうふうには考へますが、この點についての御意見

を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 形式的に申しますならば、憲法の二十四條で「婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、云々」というので、あるいは未成年者の場合においてさへ、父母の同意を必要とするべきことが、二十四條の憲法に抵觸するのではなからうかとさへ考へられるのであります。未成年者の場合におきましては、仰せのようにこれは思慮、分別がまだ十分でないのでありますから、これに對する保護の意味で、父母の同意を必要とするというふうにするこゝとは、適當であらうかと考へます。成年者に對しては、やはり憲法二十四條から考へますと、どうしても、成年者に對してまでも父母の同意がなければ、婚姻ができないということにいたしますことは、二十四條に觸れる、憲法違反のようには考へるのであります。しからばもう少し婚姻年齢等を上げる。思慮分別が相當備つてから、初めて婚姻し得る年齢としてはどうかというふうに拜承いたしましたのであります。この點につきましては、實は應急的の措置であります。この暫定法においては、何ら觸れないのであります。この次の議會に御審議を願ひたいと思ひます。民法改正案におきましては、結婚年齢を現行法よりも高めて、男は満十八歳、女は満十六歳というふうに年齢を高めた。大體男は満十八歳になりまして、相手方は性的な關係において、婚姻を許すに適當ではなからうかと考へております。もちろん實際の運用をいたしましては、成年者の子供の婚姻といへども、すべて嚴然なる婚姻をいたす場合

におきましては、父母ともよく相談いたしまして、事實婚姻が成立するものと考えられるのでありますから、實際の運用として、父母の意思に反して勝手に婚姻をするというようなことは、事實あまりなからうかと考えるのであります。何分憲法二十四條の精神を酌みまして、少くとも成年者の婚姻については、父母の同意を要するといふ現行の民法の規定は、憲法に違反するものと考えまして、四條のような規定を設けたわけであります。

○林田(正)委員 たいま成年者の婚姻を、父母の承認を得るようにするといふことは、憲法違反であるという御意見のようでありましたが、しからばお尋ねしますが、憲法何條であつたか、私は忘れましたが、成年による普通選挙を行うべしという憲法の規定、それは何か貴族院で修正されたと思ひますが、たしかそのように相なつておると存じます。しかるに現行の選挙法は、依然として二十五歳になつておるに記憶いたしますが、この憲法違反はどういうふうにお考えになりますか。これは憲法違反でないとお考えになりますか。

○奥野政府委員 今のは憲法の第何條でございましょうか。

○林田(正)政府委員 何條といふことは忘れましたが、御承知の通り貴族院で内閣総理大臣、國務大臣は文民でなければならぬという修正がありました。あのときに成年による普通の普通選挙が行われなければならぬといふことが、たしか挿入されたはずであります。そうするとその規定に基いて、この選挙法も改正あるべきはずだと思ひますが、それがなしてないのは何ゆ

えであるかを伺つてみたいのであります。それで成年による普通選挙が行わなくてはよろしいならば、この成年に関する結婚の両親の承諾といふことも、あえて憲法違反ではないではないか。こゝういふふうに考えるのであります。

○奥野政府委員 ただいまの點は憲法第十五條の第二項の「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障す」といふこと、これかと思ひます。選挙法によりますと、やはり成年による普通選挙といふことになつておるのかと思ひます。

○林田(正)政府委員 私もそこまでは研究しておりませんが、選挙法に成年といふ言葉を使つてあります。これは年齢の關係でありまして、成年といふ文句は、われ／＼の考えるところによりますと、民法上の言葉ではありませんか。

○奥野政府委員 さうであります。満二十歳を成年といふことになつております。

○林田(正)委員 それならば私の見解は間違つていないと思ひますが、政治上に成年といふ言葉を使つたところがありまして、公法上の問題です。それを教へて欲しいと思ひます。

○奥野政府委員 成年といふのは、満二十年をもつて成年とすといふことになつておりまして、それはすなわち満二十歳以上が成年といふことになりまして、選挙法で満二十歳以上の者に選挙権を與えておるといふことであります。すなわち、もちろん憲法の十五條に照しなないものであることは明らかであると思ひます。なおそのほかにも成年といふ言葉は、たとえば未成年者は、禁酒あるいは禁煙といふふうな場合に

おける、いわゆる未成年者なりや否やといふことは、民法の規定によつて満二十歳未満であるかどうかといふことによつて決定せられると思ひます。そゝういふ意味で成年といふような言葉を、他の法律においても使つておる例はあると思ひます。

○林田(正)委員 今の御説明の未成年者禁酒法といふような言葉は使つてありますが、私が伺いたいののは、政治上の能力の問題において、成年といふ言葉を使つたことがあるかどうかといふことであります。選挙法なりそのほかにおいて、成年に選挙権を與えるといふ言葉は使つたことはいないと思ひます。そうしますと、恐らく私の今申しました事柄は、私は決してその内容を申すわけではありませんが、二十歳以上の者に選挙権を與えよといふことを申すわけではありませんが、選挙権の本質からして、二十五歳以上の者に與えられるのが妥當であるといふ考えはもつています。しからばそれと同様に、しかもそれが憲法違反でないならば、この結婚という重大問題を處理する上において、やはり二十五歳以上の制限をおく方が妥當ではないかと考えます。これはこの法律が暫定法でありまして、これ以上はもう論じません。

○奥野政府委員 成年といふのは、満二十年をもつて成年とすといふことになつておりまして、それはすなわち満二十歳以上が成年といふことになりまして、選挙法で満二十歳以上の者に選挙権を與えておるといふことであります。すなわち、もちろん憲法の十五條に照しなないものであることは明らかであると思ひます。なおそのほかにも成年といふ言葉は、たとえば未成年者は、禁酒あるいは禁煙といふふうな場合に

は裁判官の逮捕状を得なければ結局逮捕ができないことになりまして、こゝういふことでは、人権の尊重には非常に結構でありまして、けれども、犯罪捜査、検挙といふことには重大なる支障を來すと思つておりますが、これはあまりに人権尊重にとらわれて現實を無視された規定だと思ひます。やはりこれは、原則としてはこの逮捕状が必要であるけれども、急を要して間に合わない場合においては、この第二號と同様に、逮捕状が手に入らなくても逮捕ができるようにした方が、現實に即したことはなからうかと私は思ひますが、この點を伺いたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 お尋ねの點はまことにごつともなことでございまして、刑事訴訟法を全面的に改正する場合に十分検討いたしたいと存じております。ただこの暫定法におきましては、憲法第三十三條の趣旨を十分尊重いたしまして、原則として令状を得なければ逮捕することはできない。この暫定法の第八條第二號に掲げるような、こゝういふ例外的な場合は急速を要する場合であつて、さうして逮捕の狀態が續いておる間に裁判官の令状を得られるならば、これは令状による逮捕と見て差支えなからう。こゝういふ趣旨で例外的に第二號を設けたわけでありまして、かような例外も、例外ではなく、當然認むべきかどうかといふようなことにつきましては、全面的に改正の際になお考究いたしたいと存じております。

○林田(正)委員 大體第一號について御答辯は了承いたしました。次に第十六條の問題でありますが、上告

審においては事實の審理はこれを行わないといふことに今度の暫定法はありますが、私はあまりこの方面の知識をもつておりませんが、御承知の通り、大東亞戦争に入りましてから、政府は特別な便宜處分として、大審院においては事實審理をしない。たしか事柄によつては上告審を認めない。かゝうになつたと存じておりますが、この第十六條によりますと、結局戦争中の狀態にまた違反するといふことになりまして、政府が新しい憲法の精神に基いて人権尊重を宣言しながら、かゝつて人権の尊重に反するやうなことをなさることになりはせぬかと思つております。その理由をまず承りたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 たいまお尋ねの第十六條の點でございしますが、この暫定法においては、上告裁判所において一切の事實の審理を行わない。事實の審理を必要とする場合には下級裁判所に移送または差戻しをして、十分審理を究めたい。かゝうに考えておるのであります。その理由は、先般提案理由を御説明申し上げました際に一應申述べたのでありますが、將來上告裁判所の最高裁判所が、現在と同じやうに事實の審理をするといふことになりまして、限られたる少数の最高裁判所の裁判官が非常に負擔が重くなりますので、法律審としての上告審の性格に徹するといふことも望みがたくなりまして、當分の間事實の審理を上告裁判所で行わない。その必要のある場合には下級裁判所に移送または差戻しをしよう。こゝういふ方針で立案したのであります。

○林田(正)委員 たいまのお話は、

約を受けていることとあります。とにかくこれを何とかしなければ、このままでは困るという立場に立つて論議しなければならぬということ、これは本気で審議する気にならないものであります。そこで私は政府に、來議會にはあらゆる手段を講じて、どうしても新民法を提出するという約束をしていただきたいと思うのであります。いかゞでございましょうか。

○奥野政府委員 來議會には民法の改正の成案を得て、これの御審議を願うつもりであります。この法律は昭和二十三年一月一日からその效力を失うという、暫定的措置として掲げているわけでありまして、その間においてどうしても民法の改正を行わなければならぬ義務を負っているわけでありまして、でありますから、その間において特別議會、もしくは臨時議會を政府として開かなければならぬような場合もあるかと思ひます。その特別議會に十分審議等ができれば結構であります。もしできないといひましたとしても、少くとも今年いつばいということになりますと、通常議會まで待つことはおそらく不可能ではないかと思ひますから、そういう場合には臨時議會を開いて、もう一回改正を行わなければならぬというふうに考えております。

○榊原委員 それでは法文に移りまして御質問申し上げます。第三條の「戸主、家族その他家に關する規定は、これを適用しない」ということについてであります。これにつきましても進歩黨の山下代議士が、十七日の本會議の席上、家族制度の問題はどうなるか、わが國古來の淳風美俗である、い

い意味の家族制度はどうしても残さなければならぬということにつきまして、大臣の御所見を質問されました。ところがこれに對しまして政府の見解は、政府では木村司法大臣が次のようにお答えになつたと思ひます。今後、親子、夫婦、兄弟が助け合つていくわが國古來の美風は保存しなければならぬことにつきまして、同感であるという意味のお答えをなさつたと思ひます。その間明瞭を缺いておりまして、山下氏の意味は、姑、小姑を含む從來の家族制度にまつる美俗の意味のように聴きとれませんでした。對して、大臣のお答えは、新民法に出發する新しい家をもととしての美風という印象を受けたのでありまして、家族制度並びに家に對するもつと的確な御説明を伺いたいと思つておりました。ところが今日林田委員の質疑に對しまして、政府委員のお答えは、これは暫定的であるから、今度の改正民法においては積極的に家族制度の問題を考慮するといふようなお答えをなさいましたが、こゝで私は非常な不安を感じるのであります。制度的な、法律的な家族主義がまた復活されるのではないかと、いかに不安を抱きますけれども、いかゞなものでございましょうか。

○奥野政府委員 制度的な、法律的な家といふ問題、すなわち戸主、家族、その他民法に出てまいります家といふものに關する規定は、これは適用しない、と申しますのは、削除するということと同じ意味であります。たゞこれは暫定法である關係上、削除するといふような用例を使わないで、適用しないという用例を使つたのであります。

が、その意味は、民法の中から戸主、家族、家といふものに關するすべての規定を抹消するといふ意味でありまして、その意味におきまして、制度もしくは法律としての家とか、戸主とか、家族といふことは出てまいらないのであります。たゞ先ほど申しましたのは、たとえば家庭における紛争というやうなものについて、家庭生活をなるべく維持するといふような目的で紛争を解決するといふやうな家事的裁判の制度を設けた。すなわちその意味は、別に法律制度としての戸主、家族、家といふやうなものは全然考えておりません。實際の親族共同生活を圓滿に維持していくうちに、紛争を解決するための家事的裁判制度といふやうなものをつくつていきたい、そうして實際的な家庭生活を、圓滑に営むことができるやうな制度を考えていきたいという意味であります。

○榊原委員 それでは、先ほどの法律的に家を守らなければならぬといふ林田委員の御意見に對しまして、今度の改正民法において、それを御考慮なさるやうな御答辯をなさいましたけれども、それはどういふ意味でございしたのでしょうか。

○奥野政府委員 今度の民法で、いわゆる戸主とか、家族とか、家といふ問題について積極的に規定する考えはもつておりません。

○榊原委員 私は個人主義的だといわれるところの西洋において、美しい家族制度がむしろ生きておりまして、家族制度を維持しておられるところの日本において、多くの家庭的、家族的のごたごたが起るということも考慮にお入れ下さいまして、新しい家庭のあり方に

ついては、十分考慮を拂つていただきたいと思つてございします。

次に第五條につきましてお伺ひいたしたいと思ひます。配偶者の離婚原因についての條文でございしますが、「配偶者の一方に著しい不貞の行爲があつたときは」といふことがございします。「著しい」といふ言葉には非常に含みがあり、餘裕があり、範圍が廣く、解釋をする人の意圖によりまして、いかうにも動く可能性がありまして、これによりまして當事者はときに非常に苦しまなければならぬと思つたので、これは削除した方がかえつて明瞭であると思ひますが、いかゞでございましょうか。

○奥野政府委員 御承知のように、民法八百十三條二號によつて、妻のみの姦通について姦通罪その他これが離婚の原因にいたしてゐるわけでありまして、八百十三條の三號は、男は姦淫罪によつて處刑されただけに離婚の原因になつてゐることになつておりました。民法八百十三條の二號、三號、この二つのみが、離婚の原因としては男女の間の平等を害してゐますがゆゑに、これは削除しなければならぬといふふうに考えたわけでありまして、ところが今回は刑法の姦通罪等の規定の改正削除は行ふことができなかつたので、それかといつて八百十三條の二號、三號のような、男女に平等でない規定を残すといふことは、憲法上許されないのであると思ひます。これを含んだ意味で、當事者の一方に著しい不貞の行爲があつたときは、他の一方はこれを原因として離婚の訴えを起すことができる、すなわち妻にあつた場合たと、ひ

としく平等にこれを原因として離婚の請求ができるということにいたしました。これによつて姦通とか、姦淫とかいつたやうな行爲をカバーして、離婚の原因を平等にしたいといふこと、この五條の第三項を規定したわけでありまして、要するにそれはいわけの女の姦通のみならず、男の姦通の行爲もまた、離婚の原因になるといふ趣旨をモディファイしたものであると御諒解をお願いしたいのであります。

○榊原委員 民法改正要綱には、單に「配偶者に不貞の行爲ありたる」と出ておりますのが、こゝで「著しい」といふのを特にお入れになつたことは、どういふ理由からでございましょうか。

○奥野政府委員 それはやはり刑法で姦通といふやうなものが今度殘る關係になつておりました。これらを含めた意味で著しい不貞行爲といふことによつて、女の場合におきましては、いわゆる姦通罪にあたるときは、やはり離婚の原因になるという趣旨を、この文字によつて現わしたのであります。

○榊原委員 私はこの著しいという言葉が、かえつて明瞭だと思ひますから、これは削除した方がいいと思つてございします。

次に離婚問題に關連いたしまして、女性といふものが著しく經濟的に不利な立場に立つてゐるのであります。民法要綱の第十七條離婚したる者の一方は相手方に對し相當の生計を維持するに足るべき財産の分與を請求することを求めるものと、裁判所は當事者双方の實力其他一切の事情を斟酌して分與を爲さしむべきや否や並に分與の額及方法を

定むるものとする。この條文はぜひ挿入じていたかなければならないと思うのであります。暫定的な措置法でありまして、これはぜひ入れていただきたいと思うのであります。新憲法實施の曉においても、なお女性に弱者の立場に立たされて、泣寝入りをするほかしかなかったということ是不當

であると思うのであります。これを入れないために、新民法が實施される日まで何箇月かの間、多くの女性が法に保護されず、幾多反動的、封建的裁判官の、現民法を基礎とした判決を下されるということがあつては、それを見

うな制度ができて初めて相まつてその効果を發揮するように考えますので、財産分與に關する點は、ごもつとでもではありませんが、憲法直接の要請とも考えられなかつたのと、家事審判の制度の完備をまつて、新しい民法改正にはぜひひそれを入れたいと考えております。

○榊原委員 私は改正民法ができる日まで、これはやはり憲法に要請されております女性の解放という問題と密接な関係があるものがございますから、どうしてもこの條文は入れていた方がいいと思います。

それから次は、質問があとさきになりますけれども、第四條の「成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない」という條文について御質問申し上げたいと思ひます。民法改正要綱では、「婚姻は

兩性の合意にのみ基きて成立し」と書かれております。これまでの婚姻というものが、いかに當事者同士、その意思を無視して行われたか、戸主その他父兄によつて、戸主たちの利害關係あるいは御都合に支配されてなされたか、といふことを考えます時、これは

大きな進歩だと思ふのであります。當事者の意思が最も尊重されるということとは、非常に進歩だと思ひますけれども、兩性の合意にのみに基きて成立しと書かれてございますけれども、屈出なくしても、事實結婚しておる者につい

ては、結婚の成立ということをお認めくださるかどうか、これをお伺いしたいと思います。それによつてその後の結婚生活というものに非常な影響があると思いますので……。

○奥野政府委員　憲法にあります婚姻

は兩性の合意にのみ基いて成立しといふことは、これはいわゆる婚姻の成立要件として、夫婦の合意のほかに、たとえは父母の同意であるとか、戸主の同意であるとかいうことを要件とすべきものではないという趣旨に解釋しておるのであります、いわゆる届出によつて婚姻の効力が生ずるといふこと

とは毫も矛盾しないものと考えております。各國の例におきましても、屈出があるとか、あるいはこれに類する儀式等によつて成立することにしてゐる例も多いのであります。従つて屈出という様式を含んだ合意のみによつて成立

するのだというふうに解釋してあります。従ひまして、今後改正する民法第百にこの暫定措置法におきましてもいゝわゆる届出によつて婚姻の法律的効力を生ずるという點には變更がないのであります。従つて、婚姻しない事實があるやうな場合に、法律上は二つの原因、一つは「事実婚」であるといふこと、

上の姉妹といふのは事實姪姪を引有上姉妹なりと認める趣旨ではないので、やはり肩出によつて婚姻の効力を生ずるという點は、現行法通り、またこの次の民法改正においても、婚姻は肩出によつて効力を生ずるという趣旨は變更しないといふのものであります。

○柳原委員 それでは、これは希望でございませうけれども、届出制度を非常に簡易にしていたら、代書人等の手續を要しないように、たとえば隣組あたりへその形式を具えた用紙を配付していたらどうかというような、手

續をとつていただくことはできません
でございましょうか。

○奥野政府委員　お説のように、最近
におきましては様式がきまつておりま
して、たゞ記入すればそれでよいよう
に様式がきまつておりますから、届出

地位待遇はどういうふうになるものでありましようか。これも女性にとつては重大な問題でありますから、お伺いいたします。

○奥野政府委員 もしかりにお配りいたしております案のように、父に配偶者ある場合に、その同意を得ることを必要とするということにいたしました。父の配偶者が同意をしないがゆえに、その子供を引取つて父親が自分の氏を稱せしめて、自分の親権に服せしむることができない場合にはどうなるかという御質問かと考えますが、もちろん認知によつて親子の關係がでるわけでありまして、たとえ扶養義務の關係等においては、親子として子に對する扶養の義務を負うということは當然そういう効果はもつことと考へております。

○神原委員 次に財産相續の問題にはあります。第八條第二項第三號に「兄弟姉妹とともに相續人であるときは、三分の二とする」と書かれておりますけれども、この兄弟姉妹の意味は、家におります者だけを意味するのでございまいましようか、それとも家にいない、たとえば嫁家先の姉妹などの場合をも含むのでございまいましようか。

○奥野政府委員 今度は家という觀念を全部廢した關係上、全然家があるのと否という問題は起らないのであります。嫁家先の者も含むことになるわけでありま。

○神原委員 この財産相續の問題につきましても、扶養の義務というものが非常に問題になつてまいりました。扶養の義務の規定が明らかでない限り、質問を申し上げる手がかりがないと思ひますので、この程度でやめま

すけれども、この措置法があくまで暫定的な措置に過ぎないものといたしまして、この條文が次の改正民法において權威をもつようなことがないように希望いたします。私の質問を打ち切ります。

○小林委員 石川金次郎君。

○石川委員 初めに民法の應急措置に關する法律案で二、三お尋ねします。この法律案が應急措置法であつて、附則によりまして、二十三年一月一日からその効力を失ふものとしてあります。そこで新しい改正民法が總選舉後に、かりに臨時國會におきまして成立したといたしますと、そのときに新しい民法に効力を發生せしめて、この措置法が一月一日以前であつても効力を來さない御方針でしようか。

○奥野政府委員 さうであります。

○石川委員 それでは本法は新民法ができてまいりますまでの、ほんどうの短期間の御見當でお改めになる。こう承つてよろしうございませう。それで簡単に伺ひしておきたいのであります。本法は應急措置の法律でありますから、將來改正される民法と必ずしも完璧に合致しない。齟齬いたす點のあることはやむを得ないと存じますけれども、しかしできるだけの齟齬を避けていかなければならぬと存じます。それでたとえばこういう點が出てくると思ひます。法制審議會において、家がなくなりましたも、系譜、祭具、墳墓、こういうものの所有權が祖先の祭祀をやる者にいくようにしてやる、こういうふうにしてあるのではありません。これは日本における家の制度が、完全に個人に立脚して廢止していきまという點から來たものと思ひます

が、この應急措置法で見ますと、相續平等の原則に立つて、これらのものまでいわれる共有といふことにならなければならぬと思ひます。たとへば短日月の期間でありますも、またある人にとつては、系譜とか祭具、墳墓といふものは重要なものである。そういうものに對して措置を講ずる必要がなかつたかといふことをお伺ひいたします。

○奥野政府委員 先ほど申しますように、暫定措置の關係上、その點につきましては何ら規定をおかなかつたわけでありまして、たゞ、今御指摘の點につきましても、成案を得る際にさらに考究いたしましたし、もしそういう規定をおくといふことになれば、この法律との繋ぎの経過關係はさらに考究しなければならぬと考へております。

○石川委員 先ほど神原委員からも言われましたが、離婚の原因について、配偶者の一方に著しい不貞の行爲があつたときといふふうにして書かれておりますが、そういう概念を、新しい民法に移つてまいります場合にも、大體變えないといふお考えでありますし、これを變つてくるのだ、法制審議會の答申にあつたように、著しいといふことを削除して、單に不貞という言葉を使つていくおつもりであるか、あるいはこれは應急措置法なればゆえに、將來できてくる法律にそれと同一觀念を引張つていく御方針であるのか、その點を承りたい。

○奥野政府委員 先ほど申しましたように、これは刑法の姦通罪等に関する規定の取扱ひその他も關係いたすのであります。法制審議會の要綱に基きまして今立案しております民法の段

階においては、刑法における姦通の規定を削除せられることを前提として、著しいといふふうな形容詞をおかないで、不貞の行爲があつたといふふうにして規定したておるのであります。おそろく今度の議會には刑法の改正等と同時にされることにならうかと思ひ、その場合においては、要綱通りに不貞の行爲といふふうにするることとならうと考へております。

○石川委員 この措置法の期間中に起つた社會現象と、新しい民法が制定されてから起つた社會現象との間に、權利の保護、義務の負擔等において、異なるものがないような特別の御考慮は拂われるのでしようか。

○奥野政府委員 その關係も今度の新しい民法の附則において、それらの點を考慮したいと考へます。たとえば先ほど神原委員からのお話があつたように、離婚の場合の財産讓與の請求のごときも、新しい民法の附則等において、この法律施行後あるいはこの民法の施行までの間に離婚の原因のあつたような場合にも、そういう規定を適及せしめることもできるかと考へております。

○石川委員 そうすると場合によつては法律の適及等も考へられてある、こ

ういうことですか。

○奥野政府委員 そういうことも考へております。

○石川委員 次に、この措置法——私

はこれから民法の應急措置に關する法律案を民法措置法とかりに申し上げる。この措置法が、主として新憲法の第二十四條に基づいて行つたようであり

ます。が、財産權に關する民法の規定については、何らの應急措置を講じて

おりません。たとえば民法の第二編、第三編、なかにも第二編の法律行為に關する規定等についても、新しい憲法の精神よりして、新しい民法において改正しなければならぬものがあるかと存じます。たとえば現行民法が、御承知のように財産權絕對尊重の原則の上に立つており、契約自由の原則の上に立つており、新しい憲法の原則と合致してない。そういう點において

は、やはり財産權に關する規定も變つてなければならぬと私は思つてゐるが、それに對する措置が一向講ぜられてない。そうすると當局においては新しい民法の財産に關する規定については、何らの改正も變革も要しないと思ひになるのか。かりにあつたとしても措置を講ずる必要がないと思つておられるのか。

○奥野政府委員 新しく改正する民法においては、この憲法に規定している財産權に關する基本的原則を、新しく民法の改正に織り込んでいきたいと考へております。たとえば私權と公共の福祉の關係に關する規定であります。あるいは大體親族相續權のみならず、すべて民法が個人の尊嚴と兩性の本質の平等に立脚して、解釋していくべきであるといつた、憲法にある原則の規定は、新しい民法の改正の中に織り込んでいく考へであります。たゞこの措置法はおもに親族相續に關する規定について必要欠くべからざる限度において、憲法の精神に反すると認められるものを、とりあへず排斥したといふ趣旨でありまして、財産權に關する事柄についてなら手をつける必要がないと認めたわけではないのであります。財

第六類第十五號 日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案外二件委員會會議錄 第二回 昭和二十二年三月二十日

一

産法に關する點についても、憲法の規定する原則的規定を掲げたいと考えております。

○石川委員 ところで新憲法の精神に則つて財産關係の民法規定を改正するといふならば、やはり應急措置法が必要となるではないでしょうか。新憲法が生れてきた。權利の内容が變つた。かりにこういう場合になつたならば、やはり法律を施行せしむるという非常手段をおとりにする。これは、私共の考へるところによれば、容易でないことだと思ふ。法律なき間の權利の消滅をきたすという重大なことになると思ふますが、その決心であるか、お伺いしておきます。

○奥野政府委員 財産權については大體この憲法の精神によつて、たとえば財産權は濫用してはいけない。あるいは常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふのであるといった、基本的原則は、親族相續の身分上の事柄のように、混亂の程度はそれほど著しいものとは考えません。これは現行法においても、これらの精神によつて法律の解釋が行われているように考へるのであります。ただこの點は民法等の上にはつきりせしむるのが至當であると考えますので、この次の改正には入れたいと思ひますが、この親族相續、身分上の行為に關しては、どうしてもなんらか暫定的な應急措置をとらないことには、非常な混亂を來すのではないかと、非常に考へまして、とありあらず親族相續の點についてだけ應急措置を規定したわけで、その他の點については、大體憲法の精神の解釋も相當行われ得る。もちろんこの次の改正にはこれらの點を一層明白にしたい

と考えておりますが、應急措置法にはその點まで及ばなかつたわけであります。

○石川委員 最近の場合に、しかるべく考へてくださることをお願いして、この點については終ります。

次にこの點明らかになつておいた方がよいと思ひますから、速記に載せるためにお伺いいたします。本法の第三條によつて排斥される現行民法の法規、第四篇第二章の第七百三十二條から七百五十一條までは全部適用されないといふことになるのであります。

○奥野政府委員 さうであります。その他にもいろいろあるわけでありま

す。

○石川委員 次に第四條に關連して、婚姻の成立の時期についてであります。これについて届出主義によるというのは、從來の戸籍吏に届け出るという様式でありますか。

○奥野政府委員 さうであります。

○石川委員 戸籍吏に届け出るということに相なりますと、日本の現在の状態におきましては、事實結婚式をあげても届出がなされないという場合が多いのであります。いわゆる事實結婚といわれているのであります。この事實結婚の場合においては、民法上の保護を受けたい、應急措置法によつても保護を受けたい、こういうことに一應解決上なると思ひます。そういう場合において、婚姻契約の狀態に對する保護であります。そういうものはどうして取扱つかないことをお聞きしてお

きた。

○奥野政府委員 まず第一に、先ほど來お答え申し上げておりますように、今後といふこともやはり届出によつて婚

姻の効力を生ずるという主義は改めな

いといふことに考へております。従つていわゆる事實結婚は、法律上の婚姻とは認めない。これは文化日本に進んでいく以上は、やはり法律的にも非常に進んでまいつて、そういうふうな法律的措置をみながつてもらうという

ことが望ましいという意味で、もし事實結婚を認めていくというふうになる

と、はたして婚姻がいつあつたかとい

うようなことについて明確でありませ

んし、これからだん／＼法律的知識を

具えて、文化的に日本が進むために

は、むしろ法律が實際の事實結婚を認

めていくように下つていかないと、國民

の文化水準が法律に合致するように上

つていくことを望んでいるわけであり

ます。しかれば現在のいわゆる事實婚

についてはどういうことになるかと申

しますと、それは現行通り、婚姻はも

しそれが不履行になれば、婚姻不履行

による損害賠償といつたようなこと

によつて保護を與えるということにつ

きましては、現在より悪くなることは

ないと考へております。

○石川委員 もう一度念のためにお聴

きしておきたいのであります。両性

の合意による、こういうおつてあるの

であります。この合意は届出という形

式を含ませたいという今までの局長さ

んのお答えでありましたが、こゝに言

う合意は、兩方の意思表示そのものの

價值といふものを主眼としたものであ

つて、めんどろな形式を伴わないとい

ふことではなかつたかと私は思つて

いる。それを届け出るといふ形式を含

むことに一段と引上げるのが、實質上

の利便は上るとおつしやるのでありま

すが、そんでなくして、法律が實際生

活に戻つてきて保護してやるというこ

とが、今日の法律の任務でないかと思

う。そういうことは外國にもあるので

あります。これを引上げるとおつし

やつたことはどうかと思ふ。新しい民

法については、なお考へになる御意

思はありませんでしょうか。

○奥野政府委員 その點もつともな

御質問であります。この點われ／＼

も、婚姻の成立が兩性の合意のみによ

るといふことは、届出というふうな要

件を加へることが、憲法に要求しな

い、そういうことを要求に入れること

はむしろ憲法に反するではないかとい

う疑ひも、相當強く考へたのでありま

すが、そのいわゆる合意といふものは、

たゞその邊の道で約束をしたとかい

うようなことで婚姻ができるというの

ではなく、たゞ二人で約束したからす

に夫婦として法律上認めなければなら

ないといふのではなく、他の掣肘を

受けない、自分の本心の合意によつて

婚姻が成立するのだ、しかしてその合

意といふものがどういふふうにして現

われたものであるかという點につ

て、届出という形式を履んだ合意の意

思の發表によつてその合意を認める、

すなわち合意の方式を届出といふこと

にするといふふうに考へるべきもので

あつて、各國の立法例——もつともア

メリカ等ではコンセンソーの場合にお

いては、そういう形式を必要としな

いといふふうなことであります。が、

大體最近におきましては、いろいろ

な儀式あるいはそういう届出という

ようなものを要求するものが、一般

外國の立法例であるようでもありま

すし、かた／＼兩性の合意のみによる

といふその合意といふのは、たゞ單に

約束とか、當事者同士の單なる無形な

合意といふ意味じゃなくて、その形式

を具えた合意といふふうにして、合意の

方式を、そういう届出という方式をと

らすといふふうにするのは、毫も憲法

二十四條に違反しないものであらうと

いふふうには考へまして、なお届出によ

つて婚姻の効力を生ぜしむることは、

先ほど來申しましたように、たゞ事實

婚を法律が認めていくというよりは、

いつから婚姻があつたといふことも明

らかにあります。婚姻といふものに

よつて夫婦間に重大な法律關係が生

るわけでありまして、その點を明確

にいたすことが、國民生活の上にお

いて望ましいといふふうには考へまして、

届出主義はやはり從來通り認めてい

きたいといふふうには考へておるわけ

であります。

○石川委員 届出をもつて合意の意思

表示の發現と見るのであります。が、

かし今の日本におきましては、式をあ

げるといふことがございまして、その

ことを擱まえてまいりました方がかえ

つてよいではないか。斷じて届出主義

を動かさぬ方針であるというなら別で

あります。が、しかし國民生活の實際に

應じて、法律が考慮してやろうとい

ふことでありますならば、たゞい法制審

議會で議論したところでありまして

も、もう一度お考え直さなければなら

ないかと存じます。その邊希望して

おきたいと思ひます。

それから六條の「共同」の意義をお伺

いたします。共同が成立せざる場

合、どうして誰がきめるのか。

○奥野政府委員 親權は、現行法によ

ります。御承知のように父が行つて、

父がなくなつた場合、あるいは父が親

権を失つた場合、母が行つて、母が

なくなつた場合、祖父母が行つて、

祖父母がなくなつた場合、兄弟姉妹

が行つて、兄弟姉妹がなくなつた場

合、兄弟姉妹が行つて、兄弟姉妹が

なくなつた場合、叔父母が行つて、

叔父母がなくなつた場合、叔母が行

つて、叔母がなくなつた場合、叔父

が行つて、叔父がなくなつた場合、

叔母が行つて、叔母がなくなつた場

合、叔父が行つて、叔父がなくなつ

た場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母が行つて、叔母がなくな

つた場合、叔父が行つて、叔父がなくな

つた場合、叔母

権を行い得ない場合に限つて、母が第二次的に親権を行使するというになつております。ところが兩性の本質的諒解に背くものであるという考えをもち、父が共同して親権を行使すべきものとしたわけであり、協議が整わない場合においては、一體どうなるかという御質問であると考えますが、この點については、御承知のようにスイス民法等においては、夫婦の意見が違つた場合には、父の意見であるということになつておりますが、それではせつて夫婦平等の共同行使といふことにせしめた趣旨を、かえつて没却するのではないかと、いふに考へて、夫婦の間における關係においては、さういふふうには、水臭く考へないで、適當に父母共同して自然に任して、意見が合致しない場合は、さういふ趣旨であります。

場合、その承諾書が偽造であつたときには、買つた第三者を保護するの、子供を保護するの、どつちを保護するの、子供を保護せんとすればその法律行為は無効となり、第三者を保護せんとすれば有効としなければならぬ。そのどつちをとるか。これは將來の民法に對する政府の考へもあると思ひますから、お伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 その場合には、むしろ第三者を保護すべきものと考へます。お配り申し上げておる民法の改正案には、さういふ場合に一方が獨斷であつた場合でも、その場合はむしろ善意の第三者を保護する意味において、その法律行為は有効であるといふことにいたしておりますが、その通り今度の改正におきまして進んでゆきたいと思ひます。

○石川委員 その改正問題が起つてまいりますが、改正民法が善意の第三者を保護するといふことになりますれば、この措置法の間だけは善意の第三者が保護されない、こゝういふ結果が生じます、さういふような場合においては、やはり調停か何かで御救済になる、さういふ考へであります。

○奥野政府委員 これはこの點も附則等によつて作意的に何等かの措置を講ずることを考慮しなければならぬと考へますが、もしさういふことができなくとも、たゞいまの仰せのように調停行為によつてその關係を調整していきなさいと考へております。

○石川委員 それから相続平等といふことが實現することに相なりました、農家はどうか、農家はどうか、農家の財産を細分するもやむを得ずとなさるのか。あるいはこれに對して特に救済の方法を考へられるのか。應急處置として、この短かい期間であつても生ずるであろう農家の零細化を防ぐといふ考へであるか、お伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 農地の均分相続の結果による細分といふことについては、相當大きな問題であると思ひます。この點につきましては實は農業資産の相續に關する特別法を出す豫定にして進んでおつたのであります。ところがその點につきまして、今日まで關係方面の諒解を得ることができませんので、今回はその點について提案ができなかつたわけであり、その點については、將來とも關係方面と折衝を續けていくことと考へます。これはもつぱら農林省關係において續けられるものと考へております。

○石川委員 この新民法が出てまいります前に、この應急措置法が効力中にさういふ問題が生じないとは限りません。新しくできてまいりました民法と異なつて、あるものは非常に細分化されて困るといふようなものが生ずる場合におきましては、司法省が裁判所とお打合せの上、新しい民法に則つて解決してやるのか、十分の御誠意を示す御方針でありますか、お伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 御趣意のようにいたしたいと考へております。

○石川委員 戸籍は一應應急處置を必要といたします。家と戸主とがなくなつておられますが、これはまだ拜見してありませんが、いつ出てまいりますか、お伺ひいたします。

○奥野政府委員 その點もつともな點であります。實は政令である程度戸籍の改正等を行いたいと思つて、條文を置いておられますが、いさゝか關係方面との折衝の結果、戸籍法を今回改正するといふことは、ちよつとむずかしいのではないかと考へております。さういふのであります。もちろん家、戸主、家族、婚姻についての父母の同意といつたような事柄は、民法の上から削除になります關係上、たとへば婚姻の場合に父母の同意、戸主の同意がなくても受けるべきものであることは當然であります。實質的にさういつたような變更が加はることになるわけであり、現在の戸籍は今度新民法とともに出る戸籍法の改正まで、形式的には一應その戸籍をそのまま踏襲していきたいといふふうには考へております。たゞ先ほど申しましたように、實質的に、戸主とかいふものがないから、戸主の同意といふものは必要にやなくなる。父母の同意を婚姻の要件にしておりませんから、父母の同意書がなくとも婚姻を受付けるといふような影響が、實質的には戸籍の方にあります。さういふ暫定の間だけは、戸籍を全部變えるといふのではなく、今のまゝの戸籍をそのまま使つていきたいといふふうには考へております。

○石川委員 最後にお聞きしておきたいのであります。現行民法が「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」と第一條に書いてありまして、私たちは随分意義ある條文の言葉だと思ひます。新しい憲法の二十五條であります。新しい憲法は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。こゝういふ國家が宣言をいたしました。新しい民法の根本法であるところの新しい民法に、この趣旨の宣言がなされていふと思ひますが、お考へになつておられますか、どうかをお伺ひいたします。

○奥野政府委員 この二十五條はむしろ社會政策的な意義をもつ、しかも國家としての公法的な立場からの規定であります。しかるに民法は私權關係に關する規定といふことができません。第二十五條のような原則は掲げるつもりはありますが、たとへば私權關係についてこの第十二條等に權利の濫用を禁止しておる點、あるいは常に權利の行使は公共の福祉のためにこれを利用しなければならぬといつたような點から、私權について同様なことの考へられる原則は、民法の第一番に、さういふた原則を掲げたといふふうには考へております。

○石川委員 もう一點です。最後に、これは民法の私權、その權利内容は社會公共の福祉と合致するやうな權利に、民法について内容の變更を試みられるところの御準備はつきりました。さういふか。たとえば所有權の内容とか、地上權の内容とか、賃權の内容とか、さういふものであります。

○奥野政府委員 たゞ民法の第一條において、私權はすべて公共の福祉のために存するのだ。それから權利の行使、義務の履行は、信義に從つて誠實にこれを行わなければならないのだといつたやうな、原則の規定を掲げることによりまして、物の所有權なり、賃權なりのあり方といふものが、これによつておのづから原則的に矯正されていきますので、個々の賃權、物權といふところには置きませんが、いま申しましたやうな條文を第一條あたり

に、私権全般に關する原則として掲げたいと考えております。

○石川委員 今度は刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案について御質問いたしたいと思ひます。この措置法を考へてまいりますに、私たちは將來でかあがつてくるであらう刑事訴訟法が、どういふ原則に立つてゐるかといふことを、一應お伺ひしておきたいのであります。そうでなければ、この措置法をどうやつていふかといふことの見當がつかなくなりまして、お伺ひいたしますが、まず新憲法の精神に則りまして、新しくできあがつてくる刑事訴訟法は、當事者對等主義が絕對的に守らるべきものであると信じておりますが、この點はどうなりますでしょうか。

それからまた審理公開主義が徹底的に實現しなければならぬと思つておりますが、双方の一方的な審理というものはないかどうかをお伺ひしておきたいと思ひます。

それから被告の防衛の完壁でありまして、この點については、拘束を受けましたときより審判の終結にいたるまで、辯護權が完全にできるようにしなければならぬと思つておりますが、その原則の上に立つて、新しい刑事訴訟法がわれわれの前にまいりますかどうかを、お伺ひしておきたいのであります。

○佐藤(藤)政府委員 議題になつております刑事訴訟法の應急的措置に關する法律でありますが、これは御承知のように、全面的な刑事訴訟法の改正が近く行われますまでの間の應急的なものであります。しかしながらこの應

急措置法におきまして、將來全面的に改正せらるべき刑事訴訟法の立案方針に大體則つてゐるのであります。その基本としたしますところは、新憲法において基本的人權の尊重に關するいろいろな規定がなされておりますので、その精神に則り、刑事訴訟法においても基本的人權の擁護に關するいろいろな手續き、規定を設けなければならぬと考えておるのであります。さしあたりこの刑事訴訟法におきまして

も、憲法の精神に則つて、基本的人權の擁護に關する規定を設けたのであります。その點は將來の全面的な改正の場合においても、立案の方針は毫も變りはないと考えておるのであります。なおお尋ねの當事者對等主義がどこまで徹底されておるかという、お尋ねでございますが、この應急的措置法におきまして、公判になつてからの訴訟の進行等は、大體現行の刑事訴訟法のやり方に則つておりますけれども、できるだけ當事者對等の主義を徹底しようと試みておるのであります。

次に審理公開主義はどうかというお尋ねでございますが、この點は憲法におきまして、公開裁判の迅速なる處理について規定されておりますので、その精神に則つて現行の豫審制度はこれを行わないことにいたしました。さらに被疑者が身體を拘束された場合の辯護權についてのお尋ねであります。この點は措置法の第三條において從來の辯護權を非常に擴充いたしましたので、被疑者が身體の拘束を受けた場合にも辯護人を選任することができるといふ第三條を設けまして、拘束される被疑者の人權をできるだけ保護しようと試みたのであります。

○石川委員 この措置法で規定しますところの辯護人は、資格のある辯護人でありましようか。そののみを指すものでありましようか。あるいは現行刑事訴訟法第四十條によるところの、辯護士にあらざる者も許可によつて辯護人になることができるのであります。が、その辯護人も指すのであります。お尋ねしておきたいのであります。

○佐藤(藤)政府委員 措置法第三條に被疑者が辯護人を選任する權利を認めたのであります。この辯護人は資格のある辯護士のみに限らないのであります。現行刑事訴訟法第四十條第二項において、裁判所の許可を得れば辯護士にあらざる者を辯護人に選任することができるといふこの規定も、類推適用されるものと解釋しております。

○石川委員 きわめて適切なお考えだと思ひます。殊に簡易裁判所も預えてまいつたのでありますから、辯護人はできるだけ廣くしておかなければならぬと存じます。そういたしますと、辯護人たるものを被告人が望むすべての人にこれを許しになるという御方針でしやうか、お聞きしておきたいと思ひます。たとえば被告がこの人ならばいいという人を、全部裁判所では許さしめていふと、司法當局はお考えでございますか。その點を伺ひたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 具體的に被疑者の希望される辯護人が適當であるかどうかといふことは、具體的な事件でなければ、あらかじめこれをきめるといふことはできないのでありますけれども、その辯護人を擴充した精神に則りまして、裁判所または検事局において、被疑者の希望する辯護人が、適當

にその被疑者本人の利益の擁護者となり得るかどうかといふことを判斷して決定せざるを得ないことではあります。恐らく具體的な場合において、できるだけ被疑者の希望に副ふことと考えております。

○石川委員 先ほど局長さんからおつしやつたのであります。公判はできるだけ迅速にやれ、これは憲法に書いてあります。公判は迅速にやる、眞實は發見していかねければならぬ、こういふ二つの使命をもちながら、この法律案が立案されたと思ひます。しかしながら眞實を發見いたしましたために、迅速必ずしもいふ方法ではございません。迅速によつて粗末になることもあり得るのであります。この調和をどうするか、迅速に事件を進めようといはしますれば、いさおひ被告の自由を強要することになる。一體日本の刑事事件がきわめて暗かつたといふことは、警察の調べが暗かつたといふことは、自由に證據力の重きをおいたからであります。公判を急ぐといはしますれば、どうしてもこの密理といふものが粗末にならざるを得ないのであります。これと眞實發見といふことをどういふふにして調和するかといふことについて、ひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 裁判の本體はどこまでも眞實に合致しなければならぬものであります。裁判の審理判決は終始眞實の探究にあるものと考へてゐるのであります。しかしながら、裁判が他面において、非常に長い時間を要して裁判が宣告されるというやうなことになるやうなとき、その裁判の結果がいわゆる時宜に適しなくなるおそれがあるものであります。この意味において、いかに眞實に合致した裁判であつても、時の流れによつて、その裁判の結果が具體的には適切でないといふやうな憾みもあつたので、おそらく憲法においても迅速に裁判がなされるべきことを要望しておるのであらうと思はれるのであります。お説のように裁判の眞實發見と迅速なる密理とは往々にして兩立しがたい場合があるのであります。が、そこに裁判の局に當る者の苦心を要するところでありまして、眞實に合して、しかも迅速適切な裁判をなさるゝところに理想をおいて進むべきものではないか。かように考へておるのであります。

○石川委員 そこで眞實を實現し、しかも迅速を實現するといはしますれば、審理捜査に當る人々がそれを考へて、そこへ到達せしむるやうな手段を與えなければならぬ。たとえばそろばんと計算器と競争せれば、一時間では勝つても、一晝夜の競争では計算器には勝てなくなるから、政府が裁判の眞實を實現し、裁判の迅速を實現しようとするならば、捜査官、裁判官にそれ相應の二つの方法を講じなければならぬのであります。それを對して司法省は十分の方法をとられたか。少くとも今年度の豫算においては、司法省において、その十分な豫算をとられたかどうか伺ひたいのであります。

○佐藤(藤)政府委員 仰せのごとく、裁判の眞理探究、迅速なる裁判を求むるという、この理想を實現いたしますためには、裁判及び檢察の局に當る者の素質を向上せしめ、これを教養訓練して、立派な裁判、檢察のなされることを期待いたさなければならぬのであり

まして、この點につきましては司法當局において、かねてよりその方面に努力いたしておるのであります。數年前から司法研究所——現在は司法研修所という名前になつておりますが、かような施設を設け、司法官候補の時代、また判檢事として一定の年限を経た者、さらに判檢事として將來いわれる幹部級になり得るような者、こう三段階に分けまして、隨時中央に招集して、教養訓練を施しておるのであります。昭和二十二年度の豫算におきまして、今後裁判所が檢事局と分離いたしました點において、裁判の方面においては最高裁判所の指導のもとに、判事及び司法修習生を教養訓練し、また檢察方面においては檢察官並びにその捜査の補助に當る司法事務官——たゞいまは檢察輔佐官と稱しておられますが、それらの者を、司法省が主催して、これを教養訓練しようというために、相當な費用を計上しておるはずであります。

○石川委員 長くなつて恐縮ですが今度は第八條の第二項第二號であります。檢察官は死刑、無期もしくは長期三年以上の懲役もしくは禁錮に當る罪を犯したことを疑ふべき十分な理由がある場合で、急速を要する場合に、裁判官の逮捕状を得ることができないときは、警察官吏は逮捕することができるといふ、非常的な規定であります。これは憲法の何によられたのでありますでしょうか。

○佐藤(藤)政府委員 措置法の第八條におきまして、被疑者を逮捕するには必ず裁判官の逮捕状を得て、これを逮捕しなければならぬ。檢察官または司法警察官吏は、みづから裁判官の逮捕状を得ないで逮捕することができないという原則を第一號に掲げたのであります。その第二號には、例外として逮捕することができるといふことは、たゞ急遽の場合である。しかもその被疑者が相當重大な犯罪を犯したことを疑ふに足りる十分な理由がある場合には、まず逮捕をしてその逮捕の繼續中に裁判官の令狀を得て取調べを續行する。こういう手續を第二號に例外的に認めたのであります。この第二號は新憲法の第三十三條におきまして現行犯以外の被疑者を逮捕する場合には、権限を有する司法官憲の發する令狀によらなければ逮捕することができないと規定されておるのであります。この權限を有する司法官憲といふのは裁判官のみに限られるかどうか、あるいは裁判官以外に檢察官も含むか、またはさらに司法警察官も含むかという點については、憲法の御審議の際にも種々議論のあつたところでございまして政府といたしましては、司法官憲といふのは、裁判官のみならず、檢察官及び司法警察官も含むといふ解釋のもとに憲法の御審議が終えたように記憶いたしておるのであります。しかしながら新憲法第三十三條において、現行犯以外の者を逮捕する場合には必ず正規の令狀を得なければならぬ。こういう制限を設けられたその趣旨をよく考へてみますると、結局は人身を拘束する場合の、その人權をできるだけ保護しようという精神でありますので、その精神に則つて、この緊急措置法につきましても、逮捕する場合には必ず裁判官の逮捕状を得なければならぬ。緊急の場合、しかも重要な犯罪で理由が十分に

ある場合には、まず逮捕して、その逮捕の繼續中直ちに令狀を得て逮捕することができるといふ例外を認めました。この例外は例外ではありますけれども、かような制限のもとに緊急の場合にやむを得ずなすことであるならば、これはやはり逮捕状による逮捕状による逮捕と見ることができると。従つて憲法第三十三條の精神にも決して反することはないだらう、こういう考へのもとに第八條の第二號を立案したのであります。

○石川委員 私は御苦心の點については心から尊敬を表します。またかくのごとき規定を必要とするのであらうところの現在と日本の實情を見まして、私はもつともだと存じます。しかしながら規定は憲法に反するや否やというやうな一つの問題を含んでおると私は思つております。なるほど同法官憲と書いてあります點においては、きわめて不明確な文字であります。また憲法の審議會におきましても、議論に相なりましたこともその通りでございします。しかしながらこの憲法の趣旨と、またこゝに書いてあります現行犯云々の場合を除くといふやうな趣旨から考へてみましても、裁判官とこの司法官憲以外に日本憲法の上からはないと私は確信しております。そういったしますと、この第八條の第二號は憲法違反になるのではないかとしように考へざるを得ないのであります。そこに至るであらうといふことをいかに御當局が御苦心なされ、またこの規定を置かなければ捜査活動、犯罪逮捕の活動がうまくいかないといふ事情も御苦心のあつたことは存じますけれども、如何にしても憲法違反といふことは私は許されなかつたと思ふ。そこで私はお考へ

をお願いいたしておりますが、非常に困難な事情が出た、そこで法律が多小の不明確な點のあるのを人が利用いたしまして、それから一つの法案で一つの便宜な手段を講じようといふのでは、術的に逮捕の方法を講じていく方法はないのであらうかといふ點であります。たとへば裁判官の逮捕状をもつていかなければならぬ、こういうやうな切迫した事態におきましても、逮捕状を持参せしむるやうなある一つの態勢を拵えておけないものか、どうしてもこれは變更されない規定であるかどうかをお聴きしたい。

○佐藤(藤)政府委員 この措置法第八條の二號につきまして、場合によつては憲法第三十三條に違反するのではなかつたといふやうな御意見と拜聴いたしましたのであります。が、當局といたしましては、どこまでも第八條の第二號は憲法違反ではない、がやうに考へておるのであります。それはたゞいまも申し上げたやうに、憲法第三十三條において必ず權限を有する司法官憲法の發する令狀がなければ逮捕ができない。こういう制限を設けられたのは、結局人心を拘束する場合に慎重にやらなければならぬといふ趣旨であります。しかしながら現行犯の場合はその證據が明らかであるから、現行犯の場合に令狀がなくとも逮捕ができるといふことを憲法において明不されたのは、これは證據が明らかであるから現行犯の場合は令狀はいらない。こういうやうに例外を認めておるのであります。この趣旨から考へましても、措置法の第八條の第二號に掲げたやうな、非常的な條件が備はつておれば、非

常に急速であつて、判事の令狀を前もつてもらつておくことはできない急速な場合であるとか、その被疑者の犯した犯罪が相當重大な犯罪であり、しかもその犯罪を犯したといふことを疑ふに足りる十分な理由がある、こういう場合には、いわゆる現行犯において逮捕の場合に令狀を必要としないといふ、この憲法の規定の趣旨から見まして、決して第三十三條の精神には反しないものと考へるべきであらうと立案いたしましたのであります。急速を要する場合で、しかもあらかじめ裁判官の令狀を求めておくことができない場合に、犯罪捜査、犯人の逮捕について、どうしてもかような便法を設けなければならぬといふことは、その必要性については十分御承知のやうであります。から、具體的な例について御説明いたすことは省略いたしますが、もしさやうな必要な場合、しかも緊急な場合に、この措置法第八條の二號のやうな規定を設けないで、何とか憲法第三十三條の規定に合うやうな便利な方法がないかといふお尋ねであります。が、その點については、當局といたしまして十分考慮いたしたのであります。もし憲法第三十三條の規定の表面だけから、前もつて令狀がなければ絶対に逮捕ができないといふやうに、非常に狭く解釋いたしますと、いきおいその必要上、具體的な事件の發生前に、前もつて令狀を發しておいてもらふといふやうなことになるやうなものであります。また令狀なしにやむを得ず逮捕するといふやうなことも考へられるのであります。さやうなことで結局合法的な捜査、犯人の逮捕といふやうなことが行われない一つの弊害を生み出

すように考えられますので、いずれもさような方法をとらずに、どこまでも逮捕状によつて逮捕をする。緊急の場合で、しかも證據が十分にある場合には逮捕をしてゐる間に、直ちに令狀の發行を求めて、そつて逮捕を繼續する。かような方法を考へ出したのでありまして、お尋ねのようなことは十分考慮したものでありますけれども、新憲法第三十三條の規定の表面だけを見まして、これに平仄の合うようなことを實行いたしますと、動もすれば弊害が助長せられるというやうな心配もありましたので、本案のような規定を設けるに至つた次第でございます。

○石川委員 その點に關しては私のやうに第三十三條に違反するのではないかと、こゝういふやうな疑いをもつ者は、私一人ではないかもしれせん。十分納得がいきますやうに當局が方法を講ぜられんことをお願いいたします。十條にまゐりまして、たゞ概念のみをお聞きしたい點があります。

○小林委員長 石川君もよつと伺います、まだよほどかゝりますか。

○石川委員 もうこれで終りであります。強制という言葉、拷問という言葉がござりますが、學生みたやうではなはだ相済みませんが、こゝに言う強制、拷問というのは、立案者がどういふ意味づけでこれを概念化せられたものか、お聞きしておきたいと思ひます。また不當に長き勾留ということがありますが、これは現在の刑事訴訟法には何回も繰返して勾留するといふことを確定せられておるが、大體どのくらい長く勾留したならば、自由そのものの證據力を與えないといふ意味なの

でありますか。固よりこれは裁判所で決定すべきものでありまじやうけれども、立案者のお考えをお伺ひいたしたいと思ひます。

○佐藤(藤)政府委員 この措置法の第十條に規定してあります事柄は、新憲法第三十八條に規定されておるところとまったく同趣旨の規定なのであります。つゞ、わが法律において繰返さなくとも、憲法に規定があるのでありますから、差支えないのではないかと、いふやうな御意見もあるのではないかと、けれども、刑事訴訟法が一つの手續法として、捜査官憲及び裁判官においてどうしても守らなければならぬ大綱を掲げる必要がありましたので、第十條において憲法の規定を繰返したのであります。新憲法において御承知のやうに「何人も自己に不利な供述を強要されない。また自己だけを唯一の證據として有罪とされ、または刑の言渡しを受けない。こゝういふやうな制限がありますので、從來のやうな自由偏重の弊が除かれることと信じておるのであります。從來のやうな不當に長く勾留によつて自由を求めるというやうなことは、おそろしくなからうと信じておるのであります。しかしながらもしこゝういふやうなことがあつたとしまして、も、強制、拷問、脅迫による自由、あるいは不當に長く勾留された、あるいは勾禁された後の自由は、これを證據とすることができないといふ、證據能力についても制限を設けたのであります。その中で強制による自由といふのは、第一項に「自己に不利な供述を強要されない」といつておるのでありますから、これも強制による自由といふ

ものはおそろしく今後ないだらうと思ひますけれども、もしたまたまこゝういふやうに被告人の意思に反して強制的に、自由を強いられたいやうな場合に、この自由は證據とすることができないといふ趣意であります。従つてその次の拷問といふのも、これも被告人の意思に反して自由をした場合に、その自由が暴行、脅迫等による場合には、いわゆる拷問による自由として證據とすることができないといふ制限でございます。なお不當に長く勾留もしくは勾禁された後の自由といふので、從來は未決勾禁といふことが相當長く續いた例もござります。一年あるいは二年といふ長い勾禁もあつたのであります。が、今後は憲法の精神に則りまして、從來のやうな長い勾禁状態をみることはなからうと思ひますが、もし不幸にして不當に長い勾留をなされた後に被告人の自由があらましても、その自由はこれを證據とすることができないと、こゝういふ制限を設けたのであります。いづれも憲法の精神に従つて、被告人の意思に反する自由は證據として價值のないものであつて、さやうなものを證據として採用してはならないといふ制限を設けたのであります。この場合の不當に長くといふのが、どのくらいの期間かといふお尋ねでございます。またけれども、これは當該事件について具體的に考へなければ、どの程度の勾留が不當に長いことになるかどうかといふやうなことは、きまらない問題であらうと考へておるのであります。

○石川委員 私の民法並びに刑事措置法に關する、質問はこれで終りました、御懇切な答辭に對しまして満足いたしました。

ましたが、民事訴訟の措置法に關する質問は留保いたしておきます。

○小林委員長 よろしやうございます。それでは本日はこの程度で散會いたします。次會は明後二十二日午後一時より會議を開きます。

午前四時七分散會